

## 国民生活センターによる行政に対する要望一覧（2009年9月～2012年3月）

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
1	ウイルス対策をうたったマスクー表示はどこまであてになるの？ー	2009年 11月 18日	・消費者庁消費者情報課 地方協力室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルターの捕集効率が低いにもかかわらず、3銘柄でN95マスクの基準を満たしていると受け取れる表記があり、<u>景品表示法上問題があるおそれがあるため、監視・指導の徹底を要望する</u></li> <li>・過度に効果を期待させるような表示をしないように、また正しい着用方法を記載するなど、<u>表示に関する基準作りをするよう業界への指導を要望する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁は、<u>景品表示法の観点から業界指導を含めた対応を行なった</u></li> <li>・消費者庁は、<u>厚生労働省に対し、社団法人日本衛生材料工業連合会が必要な相談対応等を行なうよう通知した</u> (2009年11月)</li> </ul>
2	ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能ー使用実態調査も踏まえてー	2009年 12月 16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁消費者情報課 地方協力室</li> <li>&lt;情報提供先&gt;</li> <li>・厚生労働省医薬食品局 安全対策課</li> <li>・厚生労働省医薬食品局 審査管理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトコンタクトレンズ用消毒剤そのもののアカントアメーバに対する消毒効果は限界があると考えられることから、商品に<u>アカントアメーバ角膜炎感染症を防ぐための注意喚起表示を徹底させるよう要望する</u></li> <li>・アカントアメーバ除去に<u>有効なこすり洗いの方法</u>やアカントアメーバに対する<u>消毒効果の試験方法等について専門家による検討を開始するよう要望する</u></li> <li>・装用者に対し、<u>コンタクトレンズの適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底するよう医師及び業界への指導を要望する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁は、<u>厚生労働省に対し、角膜感染症の防止に資するよう、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤を使用する際の正しい取扱方法等に係る対応を行なうよう要請した</u></li> <li>・厚生労働省は、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会・財団法人日本眼科学会・社団法人日本眼科医会・日本眼感染症学会・日本コンタクトレンズ学会・各都道府県薬務主管部(局)及びソフトコンタクトレンズ用消毒剤製造販売業者に対し、<u>ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供を徹底するよう要請した</u> (2009年12月)</li> </ul>
3	まつ毛エクステーションの危害	2010年 2月 17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁消費者情報課 地方協力室</li> <li>&lt;情報提供先&gt;</li> <li>・厚生労働省健康局生活衛生課</li> <li>・経済産業省商務情報政策局サービス産業課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の通知が発信された後も、まつ毛エクステの施術による<u>危害の相談は増加している</u>。中には美容師法に抵触しているおそれのある例も見られる。危害の未然防止・拡大防止のため、<u>関係機関等により適切な対応が行われるよう要望する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁は、<u>厚生労働省に対し、危害防止の徹底を要請する文書「まつ毛エクステーションに係る安全性の確保について」を发出した</u></li> <li>・厚生労働省はホームページに注意喚起を掲載した (2010年2月)</li> <li>・厚生労働省が「生活衛生関係営業等衛生問</li> </ul>

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
					題検討会」において検討を開始した (2011年11月)
4	乗用車用フロアマットのアクセルペダル等への影響に関する調査結果	2010年 3月 30日	・消費者庁消費者情報課 地方協力室  <情報提供先> ・経済産業省製造産業局 自動車課 ・国土交通省自動車交通 局技術安全部技術企画課	・ <u>アクセルよりもブレーキを優先させる機能（ブレーキオーバライドシステム）の搭載を業界へ働きかけるよう要望する</u>	・消費者庁は、アクセルペダル等に干渉することによる事故を防止するため、消費者に対し、乗用車用フロアマットの取扱いについて注意喚起した ・消費者庁は、社団法人日本自動車工業会・全国自動車用品工業会・一般社団法人自動車用品小売業協会に対し、 <u>アクセルペダル等に干渉することによる事故を防止するため改善等を要請した</u> (2010年3月)
5	風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品	2010年 4月 21日	・消費者庁消費者情報課 地方協力室  <情報提供先> ・厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 ・環境省自然環境局自然 環境整備担当参事官室	・風呂に入れるだけで「ラドン（ラジウム）温泉になる」とうたって販売されていたが、「温泉になる」旨の広告・表示が不適切である上、商品を使用した風呂水のラドン・ラジウム濃度も温泉法の基準に大きく及ばないものであり、 <u>景品表示法上問題となるおそれがあるため、監視・指導の徹底を要望する</u> ・商品を使用することによって、疾病の治療効果などの <u>効能効果がある旨の広告や表示</u> をしている商品があり、 <u>薬事法上問題となるおそれがあるため、監視・指導の徹底を要望する</u>	・厚生労働省は、薬事法に抵触するおそれがあるとして <u>所管の都道府県に対して、薬事法に基づく調査・指導を依頼した</u> (2010年4月)
6	高額な施術の契約をせかす美容医療サービスーきっかけはキャンペーン価格等の広告ー	2010年 7月 7日	・消費者庁地方協力課  <情報提供先> ・厚生労働省医政局総務課	・ <u>問題のある勧誘行為等で消費者トラブルが発生しているため、消費者トラブルを防止するための対策を検討するよう望む</u>	・消費者庁は、厚生労働省に対し、美容医療サービスにおける <u>消費者トラブル防止のための対策を検討・実施するよう要請した</u> (2010年7月) ・厚生労働省は、各衛生主管部に対し、 <u>広告の指導・監督、相談対応を的確に実施するよう依頼した</u> (2010年8月) ・厚生労働省「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」（2011年10月～2012年2月）において <u>医療機関のホームページの規</u>

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
					<p>制について検討された結果、自由診療分野を中心としたガイドラインを国で作成し、関係団体等の自主的取組を促進するという内容の報告書が取りまとめられた</p> <p>(2012年3月)</p>
7	電子タバコの安全性を考える	2010年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁政策調整課</li> <li>&lt;情報提供先&gt;</li> <li>・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課</li> <li>・経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課</li> <li>・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室</li> <li>・厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室</li> <li>・内閣府政策統括官共生社会政策担当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で販売されている電子タバコのカートリッジからニコチンが検出された。ニコチンは医薬品成分であるため、ニコチンを含むカートリッジは薬事法上問題となるおそれがあると考えられるため、調査及び指導を要望する</li> <li>・ニコチンを含まない旨の表示がある電子タバコのカートリッジからニコチンが検出された。景品表示法上問題となるおそれがあるため、指導を要望する</li> <li>・国内で販売されている電子タバコの安全性について、早急に検証を行い、必要に応じて法規制を含めた安全対策を講じることを要望する</li> <li>・電子タバコの販売実態調査等を早急に行い、未成年者が購入、使用しないよう対策を講じることを要望する</li> <li>・3銘柄で充電器にPSEマークが表示されておらず、3銘柄でPSEマークが通常の使用状態では見えないうちに表示されていた。電気用品安全法に抵触するおそれがあるため、監視・指導の徹底を要望する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は、消費者に注意を呼びかけるメッセージをホームページに掲載するとともに、都道府県に対し、薬事法に基づき販売者などの監視指導を徹底するよう依頼した</li> <li>(2010年8月)</li> <li>・厚生労働省は、カートリッジからニコチンが検出された全銘柄の蒸気からもニコチンが検出されたという調査結果を出し、無承認無許可医薬品等の販売等として薬事法に違反する疑いがあるため、販売元等に対して、薬事法に抵触する製品の販売中止や回収等の指導を行った</li> <li>(2010年12月)</li> </ul>
8	「独立開業で高収入？」軽貨物運送の代理店契約に関する相談が再び増加！一歩払いできず、多重債務に陥るケースもー	2010年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁政策調整課</li> <li>&lt;情報提供先&gt;</li> <li>・警察庁生活安全局生活経済対策管理官</li> <li>・経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課</li> <li>・国土交通省自動車交通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車の販売や入会時の登録料等が主たる収益となっている業者は、新規契約を獲得するため、収入の説明等において、問題のある広告や勧誘を行う傾向がみられる。トラブルの未然防止の観点から業者を監視し、特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当する場合には、法定書面（概要書面・契約書面）の不交付や、勧誘の際に不実告知、故意の事実不告知にあたる説明、誇大広告にあたる広告の掲載等を行っている業者に対し、適切な指</li> </ul>	

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
			局貨物課	<u>導、処分等を望む</u>	
9	二酸化塩素による除菌をうたった商品一部屋等で使う据置タイプについてー	2010年 11月 11日	・消費者庁政策調整課  <情報提供先> ・厚生労働省医薬食品局 審査管理課化学物質 安全対策室 ・厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 ・農林水産省消費・安全 局畜水産安全管理課 ・経済産業省商務情報政 策局商務流通グルー プ 製品安全課	・日常生活の中で、二酸化塩素による部屋等の除菌をうたった商品が適切に使用されるよう、 <u>商品の安全性と有効性について十分に検証をする等、事業者への指導を要望する</u> ・安全性に関する表示・広告が、一部の成分のものが商品自体のものが不明確な銘柄があった。商品としての安全性を表示、 <u>広告するよう事業者への指導を要望する</u> ・商品の表示や広告に特定の感染症の予防効果をうたったものが見られた。 <u>薬事法に抵触するおそれがあると考えられるため、監視・指導の徹底を要望する</u>	
10	ますますエスカレートするマンションの悪質な勧誘ー増加する「強引・強迫」「長時間」「夜間」勧誘ー	2010年 11月 25日	・消費者庁政策調整課  <情報提供先> ・国土交通省総合政策局 不動産業課 ・消費者庁取引・物価対策課 ・警察庁生活安全局生活 経済対策管理官	・マンションの悪質な勧誘に関する相談は増加する一方であり、なかには犯罪とも取れる行為が見られる。 <u>宅建業法に違反した業者への行政処分、業者に対する指導を強化・徹底すること</u> ・極めて悪質な勧誘を行った事実や無免許業者が勧誘を行った事実が判明した場合は、 <u>宅建業法所管省庁および都道府県宅建業主管課より告発を行うなど警察と積極的に連携を取ること</u> ・違反業者への行政処分や指導の強化、警察との積極的な連携について、 <u>国土交通省より都道府県宅建業主管課へ周知すること</u> ・再勧誘の禁止、私生活や業務の平穩を害するような不適當な勧誘時間の例示、勧誘時における事業者名や販売目的等の明示について、消費者トラブルの実態を踏まえ、宅建業法および同法政省令の改正や解釈・運用の明確化など必要な対応を検討すること	・国土交通省関東地方整備局において、 <u>勧誘に関する行政処分</u> を初めて行った (2011年1月) ・「規制・制度改革に係る方針」において規制強化事項として閣議で決定されたことを受け、 <u>宅地建物取引業法施行規則が一部改正</u> 、悪質な勧誘行為の禁止が明文化された (2011年10月施行) (2011年4月)
11	複雑・巧妙化するファンドへの出資	2011年	・消費者庁政策調整課	・投資経験に乏しく自ら契約を望んでいない消費者に対してプロ向けファンドが販売されるトラブ	・複数の適格機関投資家等特例業務届出業者について、 <u>金融庁から警告書の発出</u> が行わ

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
	契約トラブループロ向け(届出業務)のファンドが劇場型勧誘によって消費者に販売されるケースもー	2月24日	<p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁生活安全局生活経済対策管理官</li> <li>・警察庁刑事局 捜査第二課</li> <li>・金融庁総務企画局市場課</li> <li>・金融庁監督局 証券課</li> <li>・証券取引等監視委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルおよび投資事業有限責任組合を適格機関投資家とする届出業者のトラブルが増加している状況に鑑み、<u>ファンドの違法な販売勧誘や届出制度の悪用などに対処できる制度の運用・整備のあり方について検討してほしい</u></li> <li>・ファンドに関する契約は複雑で、一旦契約した後はトラブルの解決が困難な場合が多く見られることから、<u>クーリング・オフ制度の導入など消費者を保護する制度のあり方について検討してほしい</u></li> <li>・<u>無登録、無届けによるファンドの募集等の法違反行為に対し、さらに厳格かつ早期に対処してほしい</u></li> <li>・プロ向けファンドの形をとりながら、実際には適格機関投資家が存在しなかったり、実質的に50人以上の一般投資家にファンド持分を取得させるなどの<u>法違反行為について、さらに厳格かつ早期に対処してほしい</u></li> </ul>	<p>れた(2011年4月以降、計12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の適格機関投資家等特例業務届出業者について、<u>証券取引等監視委員会から金融商品取引法違反行為に係る裁判所への緊急差止命令の申立て等</u>が行われた(2011年4月以降、計3件)</li> <li>・プロ向けファンドの取引に関して、①適格機関投資家の名称等の届出を義務付けるなど要件確認の徹底、②実態確認の徹底、③届出受理時等のチェック項目の追加など規制を強化する制度改正(内閣府令改正)が行われた(2012年4月施行) (2012年2月)</li> </ul>
12	加圧を利用したスパッツの使い方に注意!	2011年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁政策調整課</li> </ul> <p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課</li> <li>・経済産業省製造産業局 繊維課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の表示や広告に、筋肉のポンプ作用を高める等の効果をうたったものが1銘柄あった。<u>薬事法に抵触するおそれがあると考えられるため、この商品について監視・指導の徹底を要望する</u></li> </ul>	
13	胎児の正常な発育に役立つ「葉酸」を摂取できるといった健康食品	2011年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁政策調整課</li> </ul> <p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室</li> <li>・厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課</li> <li>・厚生労働省医薬食品局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が葉酸に関する正しい理解を得るため、摂取の考え方や必要な摂取量など葉酸に関する情報について、<u>表示を含めた消費者への効果的な情報提供の方法を検討するよう要望する</u></li> <li>・消費者が適正な量の葉酸を摂取できるようにするため、<u>耐容上限量や適切な量を摂取する旨の注意喚起に関する情報について消費者が正しく理解できるように周知することを要望する</u></li> <li>・3銘柄(6項目)で、<u>健康増進法上問題となるお</u></li> </ul>	

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
			<p>食安全部新開発食品保健対策室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省消費・安全局表示・規格課</li> </ul>	<p>それがあった。<u>適切な指導を要望する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の銘柄で、<u>原材料表示が JAS 法上問題となるおそれがあった</u>。調査の上、<u>適切な指導を要望する</u></li> </ul>	
14	小麦加水分解物を含む「旧茶のしずく石鹸」(2010年12月7日以前の販売分)による危害状況について－アナフィラキシーを発症したケースも－	2011年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁消費者政策課</li> </ul> <p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省医薬食品局安全対策課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧茶のしずく石鹸」の回収を指導したところであるが、直接事業者から購入していない人等、自主回収の通知が届いていない例もみられるため、当該石けんによるアレルギーの被害拡大防止のため、<u>すべての使用者・所有者に回収情報を確実に周知するよう、事業者に対する一層の指導を要望する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は、各都道府県に対し、<u>医薬品部外品又は化粧品の使用による健康被害についても迅速な報告を行うよう、医薬関係者に周知すること</u></li> <li>・医薬部外品及び化粧品について「有害な作用が発生する恐れがあることを示す研究報告」を知った際には<u>遅滞なく報告を行うよう、関係業者へ周知すること</u></li> </ul> <p>について通知を行った</p> <p>(2011年8月)</p>
15	比較的安価な放射線測定器の性能	2011年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁消費者政策課</li> </ul> <p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省商務情報政策局商務流通グループ 製品安全課</li> <li>・消費者庁表示対策課</li> <li>・厚生労働省医薬食品局食安全部監視安全課</li> <li>・農林水産省消費・安全局消費・安全政策課</li> <li>・文部科学省原子力災害対策支援本部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的安価な放射線測定器では、<u>食品や飲料水等が暫定規制値以下かどうかの判定はできないことを周知徹底するよう要望する</u></li> <li>・一部の銘柄で<u>景品表示法上問題となるおそれがあ</u>ったので、<u>適切な広告・表示がされるよう指導を要望する</u></li> <li>・充電器に PSE マークの表示と、プラグの栓刃に穴がなかった。<u>電気用品安全法に抵触するおそれがあるため監視・指導の徹底を要望する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が国民生活センターの要望を受けて調査したところ、販売中止を除いた 2 事業者から線量計としての性能データが提出され、<u>線量計としての機器の性能が確認できたとして、景表法違反には当たらないとの見解を示した</u></li> </ul> <p>(2012年6月)</p>
16	比較的安価な放射線測定器の性能－第 2 弾－	2011年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁消費者政策課</li> </ul> <p>&lt;情報提供先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省消費・安全局消費・安全政策課</li> <li>・文部科学省科学技術・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的安価な放射線測定器では、<u>食品や飲料水等が暫定規制値以下かどうかの判定はできないことを周知徹底するよう要望する</u></li> <li>・公開されている空間線量率等の測定箇所を増やす等、<u>情報の拡充を要望する</u></li> </ul>	

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
			学術政策局原子力安全課 ・文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課 ・消費者委員会事務局		
17	歯科インプラント治療に係る問題－身体的トラブルを中心に－	2011年 12月 22日	・消費者庁消費者政策課 <情報提供先> ・厚生労働省医政局歯科保健課 ・厚生労働省医政局総務課 ・消費者委員会事務局 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構	・消費者が歯科医師及び歯科医療機関において一定水準以上の治療を受けられるよう、歯科インプラント治療についての基準や治療のプロセス全体を網羅するようなガイドラインの作成を関係学会に対して働きかけるよう要望する ・消費者が歯科インプラント治療による危害を受けた場合に適切なアドバイスを得られるよう、適切な消費者への相談窓口の周知を行うとともに、危害を受けたという相談に対して専門的なアドバイスなどの適切な対応を行うよう、各都道府県の消費生活センター等行政機関や歯科医師会、関係学会等への働きかけを要望する ・医療機関の広告は医療法等によって規制されているが、歯科インプラント治療の広告の中には不適切な広告が見られたため、監視・指導を徹底するよう要望する。また、歯科医療機関のホームページは原則、広告とみなされていないが、インターネット上の広告と同様の記載が見られたため、ホームページについても対策を講じるよう要望する	・厚生労働省では、厚生労働省受託事業「歯科保健医療情報収集等事業」の中の「口腔インプラント治療の問題点と治療の標準化」のインプラント班へ公表内容を情報提供し、インプラント班会議で迅速に対応するよう要請を行った (2012年1月) ・厚生労働省研究班が行ったインプラント治療に伴う事故等の調査結果が出された (2012年6月)
18	水でぬらすだけで冷感が得られることをうたったタオル－湿疹・かぶれの原因となることも－	2012年 1月 19日	・消費者庁消費者政策課 <情報提供先> ・厚生労働省医薬食品局 審査管理課化学物質安全対策室 ・経済産業省商務情報政策局商務流通グルー	・タオル等の雑貨品にアレルギー性接触皮膚炎を起こす可能性のある防腐剤などを使用する際には、成分名や危険性について明記されるよう指導を要望する	

	公表案件	公表日	要望先	要望内容	要望先等の対応
			プ製品安全課 ・経済産業省製造産業局 化学課 ・経済産業省製造産業局 繊維課 ・消費者委員会事務局		